

仕 様 書

1 件 名

空調機器点検役務

2 場 所

東京都世田谷区上用賀 1-20-1 関東補給処用賀支処

3 概 要

空気調節装置 (PL-ERP80EA (三菱電機製))

(現在、エラーコード P 5 表示)

- ・空調機分解ドレン清掃 1 式
- ・点検調査 1 式
- ・試運転調整 1 式

4 一般共通事項

(1) 総 則

本仕様書は、用賀駐屯地で実施する「空調機器点検役務」について適用する。
本仕様書に記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- ・「建築保全業務共通仕様書 (最新版)」

(2) 疑 義

疑義事項については、官側と協議する。

(3) 現場管理

請負者は、施工現場において一切の管理を行い、駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し、作業を実施する上で必要かつ適切な措置を行うものとする。

(4) 現場の納まり等に関する協議

現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難または不都合な場合は官側と協議する。

(5) 書類手続

着工に先立ち、関係書類、工程表各 2 部を監督官へ提出する。

(6) 駐屯地内への出入門等

駐屯地内への出入門等については、所定の手続き及び諸規則に従うものとする。

(7) 使用材料

工事に使用する材料は、すべて新品とし、搬入時に官側に連絡し、材料検査に合格したものを使用する。

(8) 写真

工程毎施工前・中・完成後及び隠蔽される箇所及び、その他監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

※写真は「工事写真の撮り方」を参照

(9) 光熱水料

官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

(10) 発生材

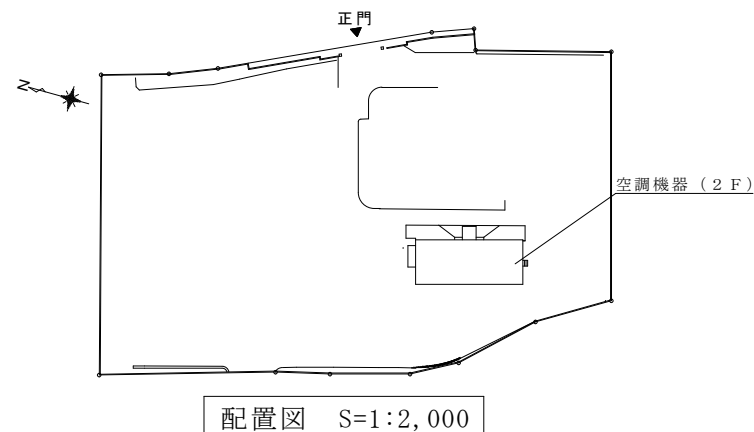
金属類については、重量を量り発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に整理のうえ引き渡す。それ以外の物についても重量を量り官側の指定する場所へ集積する。

(11) その他

本作業を実施するにあたり、駐屯地内外の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万が一損傷等を与えた場合は、速やかに監督官及び部隊等管理者に報告するとともに、全て請負業者の負担において処置すること。

5 特記事項

- (1) 日程は監督官との協議によるものとし、実施工程表を作成し提出すること。
- (2) 図面、仕様書に記載又は指示のない事項でも、技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施すること。
- (3) その他の不具合事項を確認した場合は、復旧見積を提出すること。



件 名	空調機器点検役務	図面 番号	2 / 2
図 面 名 称	仕様書・配置図	縮 尺	—